平成２６年（フ）第１２４６号
名古屋市東区徳川１丁目10番35号　ナビシティ徳川Ⅰ―507号
債務者　渡邉　茂樹
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３４９号
名古屋市北区米が瀬町57番地　サウスウッド201号
債務者　山田　秀樹
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　尚司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４号
愛知県豊橋市下地町字門75番地３
債務者　大石　尚之
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３８０号
愛知県愛知郡東郷町北山台１丁目９番地13、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字和合字知々釜167番地１　ベルコリーヌ和合701号
債務者　花井　啓介
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３７６号
札幌市北区北７条西６丁目２番地27　ストライブ札幌713号
債務者　狩野　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　知憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５４号
北海道紋別郡西興部村字西興部33番地
債務者　井沼　浩政
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２１号
静岡県藤枝市善左衛門２丁目18番地の44
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２２号
静岡県藤枝市善左衛門２丁目18番地の44
債務者　齋藤　雅子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７９６号
千葉市若葉区都賀１丁目２番８号
破産者　株式会社ベーシック
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
長野市鬼無里日影942番地
破産者　農事組合法人上平きのこ生産組合
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９９５号
大阪市中央区南船場１丁目４―16
破産者　株式会社共伸
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１３号
大阪市淀川区塚本６丁目10番40号
破産者　ヴェルエステート株式会社
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７号
最後の住所堺市南区庭代台１丁41番８号、開始決定時の住所堺市南区鉢ヶ峯寺103番地91
破産者　被相続人亡奈須克己相続財産
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０５号
北海道古平郡古平町大字本町40番地
破産者　有限会社ヤマダイ藤田水産
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８５号
埼玉県春日部市緑町２丁目８番51号
破産者　丸雄山口建設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
千葉市中央区新宿１丁目12番６号　モア・ステージ千葉新宿406号
破産者　大川　和子
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
千葉県館山市沼880番地
破産者　亡小谷吉良相続財産
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２６年（フ）第９２２号
横浜市保土ケ谷区常盤台82―１
破産者　有限会社七洋運輸
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市二葉２丁目９番11号
破産者　株式会社銀座給食センターひらいし
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３号
静岡市葵区春日２丁目２番31号
破産者　有限会社ビートクラブ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部